

独立行政法人日本スポーツ振興センター
ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク設置要綱

令和3年3月25日

ハイパフォーマンススポーツセンター長決定

(目的)

第1条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）は、地域のスポーツ医・科学センター、大学等の機関と連携し中央競技団体等が実施するアスリートの発掘・育成・強化活動を包括的に支援（以下「アスリート支援」という。）すること、アスリート支援に資するスポーツ医・科学・情報に関する研究及びこれらを推進するスポーツ医・科学・情報分野等の人材育成機能を強化することにより、我が国の国際競技力向上に寄与することを目的に「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク」（以下「HPSC ネットワーク」という。）を設置することとし、この要綱において、HPSC ネットワークに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において「HPSC パッケージ」とは、HPSC のスポーツ医・科学・情報サポートの一環として中央競技団体が定めた強化指定選手、指導者及び中央競技団体等（以下総称して「アスリート等」という。）に対し実施実績のあるプログラム（体力測定、映像・情報技術並びに栄養、心理及びトレーニング分野に係る講習会等）、ノウハウ又は知見等をHPSC がコンテンツ（スライド、冊子又はツール等）化し、地域の拠点で活動するアスリート等にそのコンテンツを用いて支援活動が実施できるよう HPSC 職員以外の第三者（機関又は個人）に対しコンテンツの内容及び実施方法等を研修し、HPSC の定める登録要件を満たす者をコンテンツの提供者として登録するとともにその者に対してコンテンツの利用許諾を与える枠組み全体をいう。

2 本要綱において「ネットワーク・データベース」とは、ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークウェブサイト (<https://hpsc-network.jpnsport.go.jp/>) における人材データベース（以下「人材データベース」という。）及び連携機関データベースで構成され、スポーツ医・科学・情報サポート及び研究に関わる研究者等（以下「研究者等」という。）並びにスポーツ医・科学・情報サポート及び研究に関わる施設・設備（以下「施設・設備」という。）に係る情報を収集・公開するとともに、研究者等及び施設・設備を保有する機関の情報発信の場の提供によるスポーツ医・科学・情報サポート及び研究の促進を目的として、JSC が運営するサービスをいう。

(活動)

第3条 第1条の目的を達成するため、HPSC ネットワークを活用し、JSC と HPSC ネットワークの構成員（第4条で定義する。以下同じ。）が協働して、又は JSC 若しくは HPSC ネットワークの構成員が、次に掲げる活動（以下「本活動」という。）を行う。

- (1) 地域におけるトレーニング拠点でもアスリート等に対し、スポーツ医・科学・情報サポート及び高度な科学的トレーニング環境の提供ができる体制の構築
- (2) HPSC と同等のスポーツ医・科学・情報サポートをアスリート等に対し一貫して地域で提供するための具体的方法（測定方法、データ解釈、JSC による体力測定データの一元管理等）の整理及び実施
- (3) 地域で活動するアスリート等に対し HPSC と同等のスポーツ医・科学・情報サポートを実践できる人材の育成及び当該人材情報の発信
- (4) HPSC パッケージにおけるコンテンツの展開及びコンテンツの提供を通じたアスリート支援の実施
- (5) 地域と連携した高度なスポーツ医・科学・情報に関する研究の実施
- (6) その他 HPSC ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4条 HPSC ネットワークは、次の構成員からなる。

(1) 構成員（機関）

- ① HPSC
- ② HPSC ネットワークの趣旨に賛同し、HPSC と連携のもと地域におけるスポーツ医・科学・情報サポート又はスポーツ医・科学・情報に関する研究ができる機関で、別途定める「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関指定要件」を満たす機関として JSC 理事長から指定を受けている機関（以下「連携機関」という。）
- ③ 地域において HPSC と同等の支援を希望する中央競技団体
- ④ その他 JSC 理事長が認める機関

(2) 構成員（個人）

- ① HPSC 職員
- ② HPSC に過去に在籍したことのある者で人材データベースに登録されている者
- ③ HPSC の事業に協力する者として人材データベースに登録されている者
- ④ HPSC パッケージにおいてコンテンツ提供者として登録されている者

(役員)

第5条 HPSC ネットワークは、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名 ハイパフォーマンススポーツセンター長（以下「HPSC 長」という。）を会長とする。
- (2) 幹事若干名 会長が指名した者とする。

- 2 会長は、HPSC ネットワークを代表し、HPSC ネットワークを統括する。
- 3 幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名した幹事はその職務を行う。
- 5 幹事の任期は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営会議)

第6条 HPSC ネットワークの運営を円滑に行うため、HPSC ネットワークに運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に規定する事項の審議を行う。
 - (1)HPSC ネットワークの構成員に関すること。
 - (2)HPSC ネットワークの運営に関すること。
 - (3)HPSC パッケージの実施に関すること。
 - (4)HPSC ネットワークの諸規定に関すること。
 - (5)その他 HPSC ネットワークの目的に資すること。
- 3 運営会議は、会長及び幹事から構成される。
- 4 運営会議は、必要に応じ、会長が招集する。また、事案の性質に応じて、書面により審議を行うことができるものとする。
- 5 運営会議は、必要に応じ、JSC 職員又は外部有識者に助言又は意見を求めることができる。
- 6 運営会議の事務は、ハイパフォーマンス戦略部事業推進課が処理する。

(本要綱の改廃等)

第7条 本要綱の改廃については、運営会議の審議を経て HPSC 長が行う。

(情報公開及び個人情報の保護)

第8条 HPSC ネットワークは、機密情報を除き、原則として、活動の状況及び成果は公開するものとする。

- 2 構成員は HPSC ネットワークの運営上知り得た個人情報の保護を適切に行うものとする。このことは、構成員でなくなった後も同様とする。

(雑則)

第9条 本要綱に定めのない事項及び HPSC ネットワークの運営上必要な事項については別に定める。

附則

- 1 本要綱は、令和3年3月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に指名される HPSC ネットワークの幹事の任期は、第5条第5項の規定にかかわらず、指名の日から令和4年3月31日までとする。